

天監第112-7号  
令和2年2月3日

住民監査請求人 <<A>> 様  
請求人代理人 <<B>> 様  
<<C>> 様  
<<D>> 様

天草市監査委員 富田 善三郎

天草市監査委員 福岡 耕二

天草市監査委員 赤木 武男

住民監査請求にかかる監査の結果について（通知）

令和元年（2019年）12月9日付けで提出された地方自治法第242条第1項の規定に基づき住民監査請求につきましては、下記のとおり棄却することに決定したので通知します。

記

第1 請求の受付

1 請求人

住所 天草市

氏名 <<A>>

請求人代理人

住所 天草市

氏名 <<B>> <<C>> <<D>>

2 請求書の受付年月日

令和元年12月11日

### 3 請求の内容

請求の趣旨（原文のまま）

#### 1 監査の対象となる行為

(1) 詳細は請求の理由のなかで説明するが、魚貫地区振興会は天草市から、平成26年度より魚貫地区コミュニティセンターの指定管理者に指定され、天草市から指定管理料が支払われている。

そして平成26年度中に、魚貫地区振興会が、天草市牛深支所総務振興課に対し、指定管理料に余剰金が発生するため、同余剰金を、魚貫地区に設置されている観光トイレの清掃費用に充てて良いかとの問い合わせがあり、これに対し同総務振興課が、口頭で特に支障がない旨回答した。そして実際に指定管理料から金6万円が清掃委託料として支払われた。

この、上記指定管理料の余剰金を、本件指定管理業務以外の業務の費用に充てることについて、天草市牛深支所総務振興課職員が口頭で了解していることは、違法不当な財産管理行為、あるいは契約締結行為である。なおこの口頭による合意は、平成26年度から現在まで行われていると考えている。

(2) そして上記のとおり、平成26年度に、トイレ清掃費用として金6万円を指定管理料の余剰金から支出することを天草市牛深支所総務振興課職員が口頭で了承することは違法不当な財産行為あるいは契約締結行為であるから、天草市は速やかに上記口頭による了承行為を取り消し、魚貫地区振興会が、本件指定管理業務以外の業務に指定管理料を充てたとして、同振興会が不正な業務を行ったことを理由に、指定管理料(トイレ清掃費用金6万円)の返還を請求する必要があるにも関わらず、これを怠っていることは、天草市が財産の管理を怠っているといえる。

(3) また天草市と魚貫地区振興会は、平成27年3月20日に、本件トイレの清掃について、本件トイレ及び周辺の清掃及び消耗品の補充管理を、魚貫地区振興会が無償で行う旨の覚書を作成した。

そして魚貫地区振興会は、平成27年度乃至29年度に、環境事業費として、平成27年度には金12万円、平成28年度は金12万1000円、平成29年度には金12万6660円を本件指定管理業務の経費として支払っている。しかし、実は「環境事業費」とは、本件トイレの清掃費を指すことが令和元年9月6日付天草市作成の回答書で初めて明らかとなった。

したがって、魚貫地区振興会が指定管理料から本件トイレの清掃費用を支出していることは、本件覚書に反するだけでなく、本件指定管理業務以外の業務の経費に指定管理料を充てていることから、天草市としては、業務を不正に行ったことを理由に、指定管理料の返還（上記環境事業費相当額）を求める必要がある。にも関わらず、これを怠っていることは、財産の管理を怠ると評価される。

- (4) 上記で述べたとおり、魚貫地区振興会は天草市との間で、本件トイレ及び周辺の清掃及び消耗品の補充管理を、魚貫地区振興会が無償で行う旨の覚書を作成している。

しかしながら、平成30年度は、魚貫町財産管理理事会が本件トイレの清掃費を、同理事会が管理する分収金から補助金として支出していることが判明した。

ところが、魚貫地区振興会の決算書をみても、魚貫地区財産管理理事会からの補助金があることを、同振興会の決算書には載せていない。

したがって天草市は魚貫地区振興会に対し、天草市補助金交付規則第16条1項(3)に基づき、収支報告書に虚偽の記載があるため、補助金の全部または一部の取り消しを求めなければならないにもかかわらず、それを怠っている。これは財産管理を怠っていると評価できる。

- (5) 以上のとおりであるから、本件において監査の対象とする行為は、

- ① 天草市牛深支所総務振興課職員が魚貫地区振興会に対し、上記指定管理料の余剰金を、本件指定管理業務以外の業務の費用に充てることについて、口頭で了解していること（平成26年度から平成31年度まで毎年口頭による了承が行われているのであれば、その全てを対象とする。）
- ② 天草市が速やかに上記口頭による了承行為を取り消し、魚貫地区振興会が、本件指定管理業務以外の業務に指定管理料を充てたとして、同振興会が不正な業務を行ったことを理由に、平成26年度の指定管理料のうち、トイレ清掃費用相当額金6万円の返還を請求する必要があるにも関わらず、これを怠っていること
- ③ 天草市が、魚貫地区振興会が指定管理料から本件トイレの清掃費用を支出していることは、覚書に反するだけでなく、同振興会が本件指定管理業務以外の業務の経費に指定管理料を充てていることから、業務を不正に行ったことを理由に、平成27年度乃至平成29年度の指定管理料のうち、上記環境事業費相当額36万7660円の返還を求める必要があるにも関わらず、これを怠っていること

④ 天草市が魚貫地区振興会に対し、天草市補助金等交付規則第16条1項(3)に基づき、魚貫地区振興会の平成30年度収支報告書に虚偽の記載があるため、補助金の全部または一部の取り消しを求めなければならないにもかかわらず、それを怠っていること  
である。

## 2 監査委員に求める必要な措置

### (1) 監査対象行為①について

天草市が魚貫地区振興会に対して、指定管理料の余剰金を本件トイレの清掃費に充ててもよいと口頭で了承した行為を取り消すこと

### (2) 監査対象行為②について

天草市が魚貫地区振興会に対し、金6万円の返還請求を速やかに行うこと

### (3) 監査対象行為③について

天草市が魚貫地区振興会に対し、金36万7660円の返還請求を速やかに行うこと

### (4) 監査対象行為④について

天草市が魚貫地区振興会に対し、天草市補助金等交付規則第16条1項(3)に基づき、同振興会の平成30年度収支報告書に虚偽の記載があることを理由として、補助金の全部または一部の取り消しを速やかに請求すること

## 4 請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実の特定

請求書に記載されている「指定管理料」及び「補助金」については、請求書内容及び陳述時の確認により、次のものを対象としていると判断する。

(1) 指定管理料については、平成26年度から平成29年度に天草市（以下「市」という。）から魚貫地区振興会に支出された魚貫地区コミュニティセンターの指定管理料

(2) 補助金については、平成30年度に市から牛深まちづくり協議会に交付され、その後魚貫地区振興会に配分された天草市まちづくり推進交付金（以下「まちづくり交付金」という。）

## 5 請求書の受理

地方自治法（以下「法」という。）第242条第2項では、住民監査請求は、「当該行為

のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」とされ、また、平成23年5月25日横浜地裁判決によると、「1年の監査請求期間の起算日は、それぞれ、上記各補助金の交付日と解されるべきである」とされているところ、本件請求は、住民監査請求の要件とされる財務会計上の行為（支払日）が、指定管理料については請求書記載の対象年度の最終年度である平成29年度分の支払日が平成29年10月12日、まちづくり交付金については平成30年度分の支払日が平成30年6月28日であり、本件請求を受け付けた令和元年12月11日時点ではいずれも当該行為のあった日から1年を経過しているものである。

しかしながら、本件請求の対象となる指定管理料及びまちづくり交付金は、ともに現在も引き続き魚貫地区振興会に交付されており継続性が認められること、本件請求において請求人が監査の対象行為を平成31年度（令和元年度）までとしていることを勘案し、本件請求に対する監査が必要と判断した。よって、令和元年度分の指定管理料の支払日である令和元年10月17日、まちづくり交付金が市から牛深まちづくり協議会に支払われた令和元年7月4日を起算日として、いずれも1年以内であることから、法第242条所定の要件を具備しているものとして、令和元年12月16日付けで受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人は、請求と同時に次の1から14までの事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）を提出した。また、請求人に対し法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から新たな証拠の提出はなかったが、請求の内容について請求人代理人が補足説明と請求書の形式的記載事項の訂正を行った。

#### 提出された事実証明書

- 1 天草市魚貫地区コミュニティセンターの管理に関する協定書（写し）
- 2 平成26年度業務報告書
- 3 令和元年7月19日付内容証明郵便
- 4 令和元年9月6日付回答書
- 5 魚貫観光トイレの清掃管理に関する覚書
- 6 平成27年度業務報告書

- 7 平成28年度業務報告書
- 8 平成29年度業務報告書
- 9 お見積書
- 10 平成30年度業務報告書
- 11 お見積書
- 12 魚貫町財産収支決算書
- 13 平成29年度魚貫地区振興会年間事業収支決算書
- 14 平成30年度魚貫地区振興会年間事業収支決算書

法第242条第6項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の機会の付与

日時：令和2年1月8日（水）

場所：天草市役所本庁第2会議室

陳述をした者：請求人代理人 << C >>

請求書の訂正：

- (1) 7ページ第1行目「29年度」を「30年度」に訂正
- (2) 9ページ第7行目「平成29年度及び平成30年度」を「平成30年度」に訂正

## 2 請求人の主張

本件監査請求は、監査委員が市長に対し、以下の措置を講じるよう勧告することを求めたものである。

- (1) 市が魚貫地区振興会に対して指定管理料の余剰金をトイレ清掃費用に充てて良いと口頭で了承した行為を取り消すこと
- (2) 魚貫地区振興会が平成26年度の指定管理料から支出したトイレ清掃費用金60,000円の返還請求を速やかに行うこと
- (3) 魚貫地区振興会が平成27年度から平成29年度に指定管理料から環境事業費として支出したトイレ清掃費用金367,660円の返還請求を速やかに行うこと
- (4) 魚貫地区振興会が提出した平成30年度年間事業収支決算書に虚偽記載があることを理由として、天草市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）第16条第1項第3号の規定に基づき、平成30年度まちづくり交付金の全部または一部を取り消し、その返還請求を行うこと

請求人はその請求理由として、次の事項（要約）を挙げている。

(1) 請求人の主張(1)について

観光トイレの清掃費用は、魚貫地区コミュニティセンターの指定管理の業務には含まれていない。それにもかかわらず、牛深支所総務振興課(以下「総務振興課」という。)の職員が指定管理料の余剰金をトイレ清掃費用に充ててよいと口頭で承諾を行い、金6万円がトイレ清掃費用として指定管理料から支出された。そもそも指定管理料の余剰金を指定管理業務以外の業務に充ててよいと了承すること自体問題がある。余剰金が発生するとすれば、それは不必要に高い指定管理料だったことを意味する。したがって余剰金が発生した場合は返還を求めるべきである。また、上記承諾を书面化することなく口頭で行ったことは「天草市魚貫地区コミュニティセンターの管理に関する協定書」(以下「協定書」という。)第41条第1項「本協定に関する市、指定管理者間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。」との規定に違反している。さらに、平成27年3月20日に市と魚貫地区振興会とで交わされた「魚貫観光トイレの清掃管理に関する覚書」(以下「覚書」という。)によれば、トイレ及び周辺の清掃及び消耗品の補充管理は無償で行うと規定されており、これにも反するものである。よって、指定管理料の余剰金をトイレ清掃費に充てることは、市の違法不当な財産管理行為、または契約締結行為である。

(2) 請求人の主張(2)について

本件指定管理の余剰金をトイレの清掃費に充てることの口頭での合意は違法不当であり、それに基づいて支出された金6万円の返還を速やかに求めるべきであるのに市がこれを怠っているのは違法不当な財産管理行為である。

(3) 請求人の主張(3)について

本件指定管理の業務報告書に添付されている収支報告書において、トイレの清掃費用が「環境事業費」として支出されているが、覚書によれば無償で行うこととされており、口頭での合意があったとしてもその支出は違法不当なものである。また仮に平成27年度以降は合意がなかったとしても、「環境事業費」と名目を変え清掃費用と分からないようにして支出しており、このことは覚書にも反し不正な業務である。よって市は平成27年度から平成29年度の3年間に環境事業費として支出された金367,660円の返還請求をすべきである。しかしながら市は請求を行っておらず、この怠る行為も違法不当な行為である。

#### (4) 請求人の主張(4)について

平成30年度は指定管理料から清掃費用は支出されていない。しかし、トイレ清掃を受託した天草市シルバー人材センターから魚貫地区振興会あてに提出されたトイレ清掃業務の見積書のあて先は魚貫地区振興会であり、その金額と魚貫町財産管理理事会が補助金として魚貫地区振興会に支払った金額は一致しており、魚貫地区振興会は同理事会からトイレ清掃業務費用相当額の補助金を受けているものと考えられる。しかしながら、魚貫地区振興会から提出された収支報告書には、同理事会から魚貫地区振興会に支出された補助金が収入として記載されておらず、また、トイレ清掃費用の支出項目への記載もされていない。したがって、同収支報告書は虚偽の記載により申請されたものであるため、市は魚貫地区振興会に補助金の全額または少なくとも魚貫町財産管理理事会から交付された補助金に相当する額を取り消すべきであるがこれを怠っている。これも違法不当な行為である。

### 3 監査対象部課及び弁明書の提出

監査対象部課を地域振興部まちづくり支援課（以下「まちづくり支援課」という。）及び総務振興課とし、両課に対し、弁明書及び関係資料の提出を求め、さらに提出された内容について質問、聴取を行った。

#### (1) まちづくり支援課の弁明（要約）

##### ① 監査の対象となる行為(1)及び(2)について

本件指定管理料は指定管理者である魚貫地区振興会が施設の管理に関する協定書の定めを遵守した上で、施設の効果的、効率的運営に努めたことにより、協定書で定めた指定管理料と管理に要した経費との間に差額が生じたもので、その場合の余剰金（収益）については、特段使用制限を設けていない。本案件は、その収益である余剰金を指定管理業務以外の業務の費用に充てることについて、総務振興課職員に相談し、口頭で了解したものであり、違法不当な行為にはあらず、指定管理料の返還を請求する必要もないものである。

##### ② 監査の対象となる行為(3)について

本件覚書第2条第2項の無償とは、「本件トイレ及び周辺の清掃及び消耗品の補充管理」に必要とする経費については、市から本件トイレの委託料等としての支出は行わないことを合意したもので、指定管理料の余剰金を本件指定管理業務以外

の業務の経費に充てたことは不正には当たらないものである。

③ 監査の対象となる行為(4)について

魚貫町財産管理理事会が管理する分収金に関する魚貫町財産収支決算書、及び地区住民等への総会時等の報告用として作成された魚貫地区振興会が行っている全ての事業に対する決算書については、本市への資料提出等は求めている。

「魚貫地区振興会年間事業収支決算書」は、まちづくり交付金の事業実績報告書の添付資料として提出を求めているものであり、本交付金で実施された事業以外の実績は記載する必要がないものである。

以上のことから、交付規則第16条1項(3)に基づく、補助金の全部または一部の取り消しは必要ない。

(2) 総務振興課の弁明

総務振興課から提出された弁明書については、まちづくり支援課と同様のものであったため記載は省略するが、別に質問を行い回答があったので要約して記載する。

① 指定管理料の余剰金に関し請求書に記載のある「これに対し同総務振興課が、口頭で特に支障がない旨回答した。」との記述の真偽について

総務振興課職員が口頭で特に支障がない旨回答したことは事実である。振興会長からコミュニティ主事（市出張所職員）に相談があり、コミュニティ主事から担当課に連絡があった。回答した職員が誰なのかは現在となっては判然としない。また、これらの記録は作成していない。

② 魚貫町財産管理理事会について

同理事会は、旧牛深市から引き継いだ分収金を適正に管理する団体として設置され、地元市議会議員、各行政区長、振興会長等が構成員となっている。魚貫地区振興会との関係は、振興会長が構成員にはなっているが、あて職であり、特に魚貫地区振興会の運営とは関係がない。

同理事会が保有する財産については、平成14年3月に引き継いだ分収金が大部分を占めている。財産の用途については、全町民が公平に受益者となるよう、公益性、使用目的、金額等を慎重審議して交付されている。

なお、同理事会は他団体のため当課では詳細を把握していない。

### 第3 監査の結果

#### 1 監査対象事項

次に掲げる事項を監査の対象とした。

- (1) 市が魚貫地区振興会に対し、指定管理料の余剰金をトイレ清掃費に充ててよい旨を口頭で了承した行為が、違法不当な財産管理行為にあたるか否かについて
- (2) 平成26年度指定管理料の余剰金をトイレ清掃費に充てた魚貫地区振興会の行為は不正な業務にあたり、これを市が返還請求しないことが財務会計上の怠る事実にあたるか否かについて
- (3) 平成27年度から平成29年度の指定管理料の余剰金をトイレ清掃費に充てた魚貫地区振興会の行為は覚書に反しているうえ、不正な業務にあたり、これを市が返還請求しないことが財務会計上の怠る事実にあたるか否かについて
- (4) 魚貫地区振興会が市に提出したまちづくり交付金の平成30年度年間事業収支決算書の内容に虚偽記載があり、これを理由として市がまちづくり交付金の全部または一部の取り消しをしないことが財務会計上の怠る事実にあたるか否かについて

#### 2 事実関係の確認

本件請求書及び提出された事実証明書並びに提出された資料及び関係職員の事情聴取等に基づき、次のように事実関係を確認した。

- (1) 監査対象事項(1)から(3)の対象となる指定管理料について

- ① 魚貫地区振興会が魚貫地区コミュニティセンターの指定管理者に選定された経緯について

指定管理者制度は法の一部改正により平成15年9月に創設されたもので、市では天草市地区コミュニティセンター条例第1条により設置された地区コミュニティセンターの管理業務について、同第17条の規定に基づき、平成25年度(牛深地区は平成26年度)から同制度を導入している。指定管理候補者の選定にあたっては、天草市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、非公募によりコミュニティセンターの所在地の地区振興会が応募資格を持つものとされ、募集ののち応募のあった地区振興会の指定申請書等を、指定管理者選定委員会において審査のうえ指定管理候補者として決定している。その後、議会の議決を経て指定管理者として選定されたものである。

天草市地区コミュニティセンター条例（平成18年3月27日条例第21号）（抄）

（設置）

第1条 市内の各地区におけるコミュニティ活動、スポーツ活動、文化活動等のために気軽に集い、交流できる場を提供し、住民の地域共同体意識を高めるとともに健康で文化的な生活の向上に寄与するため、地区コミュニティセンターを設置する。

（指定管理者による管理）

第17条 地区コミュニティセンターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により地区コミュニティセンターの管理を指定管理者に行わせるにあつては、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地区コミュニティセンターの維持管理に関する業務
- (2) 地区コミュニティセンターの使用の許可及び使用許可の取消し等に関する業務
- (3) 地区コミュニティセンターの機能及び地域の特色を生かした地域コミュニティの推進を図る業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

天草市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年3月27日条例第61号）（抄）

（指定管理者の公募）

第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、公募するものとする。ただし、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市民又は地域が主体となって当該施設を管理することが適当であるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該施設の適正な管理を確保するため、合理的な理由があるとき。

② 指定管理料について

魚貫地区振興会の指定管理料については、市と締結した協定書第24条により金額が定められている。協定書の締結日は、平成26年3月28日（指定管理期間平成26年4月1日から平成27年3月31日）、平成27年3月27日（同平成27年4月1日から平成30年3月31日）、平成30年3月27日（同平成30年4月1日から平成33年3月31日）である。

指定管理者は毎月業務の実施状況、施設の利用状況、自己評価表、収支状況を記載した業務報告書を市に提出し、それに基づき市が指定管理者の管理状況等を確認し評価を行っている。

なお、指定管理料は、上半期分は4月末日まで、下半期分は10月末日までに支払うものとされ、各年度の支払い状況は次のとおりである。

年度	支払日	内容	支払額（円）
26年度	平成26年4月17日	上半期分	2,375,000
	平成26年10月16日	下半期分	1,019,000
	計		3,394,000
27年度	平成27年4月16日	上半期分	2,535,000
	平成27年10月15日	下半期分	1,087,000
	計		3,622,000
28年度	平成28年4月14日	上半期分	2,549,400
	平成28年10月13日	下半期分	1,092,600
	計		3,642,000
29年度	平成29年4月13日	上半期分	2,550,800
	平成29年10月12日	下半期分	1,093,200
	計		3,644,000
30年度	平成30年4月12日	上半期分	2,671,900
	平成30年10月18日	下半期分	1,145,100
	計		3,817,000
31(令和元)年度	平成31年4月11日	上半期分	2,697,100
	令和元年10月17日	下半期分	1,155,900
	計		3,853,000

③ 施設運営状況のモニタリングについて

モニタリングについては、指定管理業務に関し適正な評価及び改善等を行うため、「天草市公の施設の指定管理者制度に係る運用方針」及び「指定管理者モニタリングマニュアル」に基づく「天草市地区コミュニティセンター指定管理者モニタリング実施要領」により次のモニタリングが実施されている。

○指定管理者が行うモニタリング

日常モニタリング、定期モニタリング

○市が行うモニタリング

月例モニタリング、定期モニタリング、臨時モニタリング

指定管理者が行うモニタリングの結果は、業務報告書（月、年度）、年度施設利用実績表、年度苦情・事故等対応記録簿、定期モニタリングレポートにより市に報告され、市が実施するモニタリングと併せた評価は、次回の指定管理者選定に反映される。

④ 平成26年度指定管理料余剰金をトイレ清掃費に充当したことについて

事実証明書4及びまちづくり支援課の弁明書及び総務振興課からの聴取によると、指定管理料余剰金から支出された金60,000円については、平成26年3月に市が設置した魚貫観光トイレ（権炭観光トイレ）の清掃費である。また、指定管理料の余剰金をトイレ清掃費に支出するにあたり、魚貫地区振興会は総務振興課に対し、指定管理料の余剰金を指定管理業務以外の業務に充ててよいかとの質問を行い、総務振興課職員が口頭によりそれを了承している。

⑤ 平成27年度から平成29年度の指定管理料余剰金をトイレ清掃費に充当したことについて

事実証明書4及び6から8並びにまちづくり支援課の弁明書及び総務振興課からの聴取によると、魚貫地区コミュニティセンターの年度収支決算書支出項目に記載のある事業費のうち「環境事業」と記載されたものは魚貫観光トイレ（権炭観光トイレ）及び平成27年3月に市が設置した魚貫崎観光トイレの清掃費であり、その金額は平成27年度が金120,000円、平成28年度が金121,000円、平成29年度が金126,660円である。

(2) 監査対象事項(4)に関連する事項について

① 本件補助金に係る法令等について

法第232条の2には、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる旨規定されている。

また、交付規則において、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的として、補助金等の交付申請、決定等に関する事項及び交付の取り消しに関する事項等基本的な手続きを定めている。交付規則のうち、実績報告、取り消し及び返還に関する条項は次のとおりである。

(実績報告)

第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、直ちに補助金等実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。当該補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

- (1) 補助事業等に係る事業実績書
- (2) 補助事業等に係る収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(補助金等の交付決定の取消し又は返還)

第16条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金等に係る交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金等の他の用途への使用をしたとき。
- (2) 補助金等の交付決定の内容又はこれに付した条件その他市長が指示した事項に違反したとき。
- (3) 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は補助事業等の実施について不正をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この規則の規定に違反したとき。

## ② まちづくり交付金について

まちづくり交付金は、住民が主体的に行う自治活動、地域コミュニティの活性化及び住民と行政の協働によるまちづくりの推進を図ることを目的に、交付規則に基づき制定された「まちづくり推進交付金交付要領(以下「交付要領」という。)」により、市から各まちづくり協議会に交付され、まちづくり協議会から各地区振興会へ配分されている。補助対象は、事業の実施に要する経費で、報酬、職員手当等のほか全14項目がある。牛深まちづくり協議会における交付額の算定は、基本額と地区振興会内の世帯数割額の合計となっている。

交付要領のうち、補助対象経費、実績報告、取り消し及び返還に関する条項は次のとおりである。

(対象経費)

第4条 対象経費は、対象事業にかかる経費のうち別表1に掲げるものとし、別表2に掲げる経費は対象外とする。

別表1 (第4条関係) 対象経費

区分	内容	備考
報酬	地区振興会長報酬のみ	
職員手当	地区振興会職員の時間外手当のみ	
賃金	事業実施に必要なスタッフなどの賃金	
報償費	謝金、講師、コーディネーター、ゲストなどに係る費用	
旅費	視察に係る費用、事業実施にかかる費用、講師等への費用弁償	天草市旅費規定による
交際費	講師への土産代等	
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、図書購入費、会議費、食糧費	※食糧費…懇親会費は実費の3割以内とし、3万円を限度とする。 ※料理教室、配食事業の材料代は原材料費で計上
役務費	通信費、電話代、広告料、各種手数料、損害保険費用	
委託料	ワークショップ開催に伴う業務委託に対して支払う費用	
使用料及び賃借料	開場借上、備品借上経費、有料道路通行料、駐車場使用料、海上タクシー代	
工事請負費	事業実施に必要な工事請負費	
原材料費	植木、苗木、砂など事業実施に必要な原材料費、料理教室等での食材	
備品購入費	事業に関係する備品の購入とする	
負担金、補助金及び交付金	他団体との共同による事業実施に伴う負担金 研修会等への参加負担金	

別表2 (第4条関係) 対象外経費

区分	内容	備考
給料	すべて	
共済費	すべて	
災害補償費	すべて	
恩給及び退職年金	すべて	
賃金	まちづくり協議会・地区振興会役員への賃金	
交際費	懇親会等への御樽など	

公有財産購入費	すべて	
備品購入費	購入目的が明確でない、事業に関係のない備品購入	
負担金、補助金及び交付金	年会費負担金	
扶助費	すべて	
貸付金	すべて	
補償、補填及び賠償金	すべて	
償還金、利子及び割引料	すべて	
投資及び出資金	すべて	
積立金	すべて	
寄附金	すべて	
公課費	すべて	
繰出金	すべて	

(実績報告)

第10条 交付金交付協議会の代表者は、対象事業が終了したときは、速やかにまちづくり推進交付金交付実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 年間事業報告書
- (2) 年間事業収支決算書
- (3) 事業の経過及び成果を証する書類等

(交付金の返還)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金交付協議会の代表者に対し、交付した交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 前条の規定により交付金の額を確定した場合において、既に交付した交付金の額が、その額を超えるとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が交付金の交付を不相当と認めるとき。

③ まちづくり交付金の支払い状況について

平成30年度の牛深まちづくり協議会への交付額は金9,295,000円で、平成30年6月28日に概算払いにより市から牛深まちづくり協議会に支払われ、その内金977,000円が同日、同協議会から魚貫地区振興会へ配分されている。

平成31年度（令和元年度）の牛深まちづくり協議会への交付額、同協議会から

魚貫地区振興会への配分額は前年度と同額で、令和元年7月4日に概算払いにより市から牛深まちづくり協議会に支払われ、その後7月9日に同協議会から魚貫地区振興会へ支払われている。

#### ④ 魚貫町財産管理理事会について

まちづくり支援課から提出された「魚貫町財産管理理事会設置規約」及び総務振興課の回答によると、当理事会は「補助金の公益性を図ると共に魚貫町市民の受益者としての平等を守り、補助金交付事業を円滑にすることを目的」として設立されたものである。理事及び監事の14名で構成され、理事は市議会議員、魚貫町各区長、副区長及び魚貫地区振興会長で、監事は各区の監査から区長が推薦した者となっている。会の職務は、財産（預貯金）の管理、補助金の交付である。

分収金会計と牛深最終処分場埋立に係る協力金会計の2会計があり、理事会は毎年3月末日をもって監事による監査を受け、書面または報告会等で市民に報告されることとなっている。

本件請求にかかる補助金を支出したとされる会計は分収金会計であり、この会計の原資及び公金にあたるか否かについては、事実証明書3によれば、「分収金はもともとは市有林を伐採して売却した時の代金」で、事実証明書4によれば、「旧牛深市から平成14年に分収金の幅広い活用を図るため、その分収金に関する管理を魚貫町財産管理理事会に移管しておりますので、天草市の公金ではございません」との記載があり、このことについて、まちづくり支援課、総務振興課に聴取したが、市で所管する団体ではないとのことで、詳細は確認できなかった。

### 3 監査対象事項に対する判断

#### (1) 監査対象事項(1)について

事実関係の確認(1)④のとおり、市は魚貫地区振興会からの指定管理料の余剰金を指定管理業務以外の業務に充ててよいかとの質問に対し、総務振興課職員が口頭により了承を行っている。請求人は、本件指定管理料の余剰金を、本件指定管理業務以外の費用に充てることは違法であり、それを口頭で了解していることは違法不当な財産管理行為である旨主張している。

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、

公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、法改正により平成15年9月に創設されたものである。指定管理者制度では、公の施設の効率的な管理を実現する観点から、指定管理者に企業努力をする意欲を与えるためにも、指定管理者たる民間事業者が当該公の施設の管理を通じ適正な利潤を上げることも想定されている。さらに、指定管理業務の対価として一定の金額を支払うことを約し、指定管理業務が適正に執行されるならば、企業努力により生じた余剰金額は、当然に返還することとされたり、あるいは必ず管理経費に充当しなければならないといったものではないと解されている。本件指定管理者は地区振興会であり営利を追求する事業者ではないが、指定管理者制度の目的からすれば、適正な指定管理業務を行ったうえで生じた余剰金については、同様の取り扱いがなされるべきである。

本件請求にかかる魚貫地区振興会と総務振興課職員のやり取りについては、そもそも指定管理者の自由な裁量に委ねられている余剰金の使途に関して、確認の意味で両者間において質問、回答が行われたとみるべきであって、協定書の趣旨からいえば書面により行われることが望ましいものではあるが、行われなかったからといってそれが直ちに違法不当となるものではなく、口頭により了承を行った市の行為は違法不当な財産管理行為とはいえない。

また、余剰金の使途に対する質問について、総務振興課職員が口頭で了承した内容は、余剰金の発生すること及びその発生した余剰金をどのように使用するかは振興会の自由である旨の了承であって、魚貫地区振興会の決算報告書にどのように記載すべきであるかまでも回答したものではないのであるから、この回答をもって、違法不当な行為と評価することはできない。

## (2) 監査対象事項(2)について

事実関係の確認(1)④のとおり、平成26年に魚貫地区振興会は観光トイレの清掃費として指定管理料の余剰金から60,000円を支出している。この支出について請求人は、総務振興課職員の口頭による了承という違法不当な財産管理行為に基づく不正な業務にあたるものであるから、市はこれを返還請求すべきである旨主張している。

魚貫地区コミュニティセンターの指定管理に関する規定には、「天草市公の施設の

指定管理者の指定の手續等に関する条例」、「天草市地区コミュニティセンター条例」、及び協定書があるが、いずれも指定管理料の余剰金に関する規定は定められていない。指定管理料の余剰金の取り扱いについては、上述のように当然に返還することとされたり、管理経費に充当しなければならないといったものではないものである。

まちづくり支援課から提出された平成26年度から平成29年度の業務報告書によれば、施設の維持管理状況は適正と評価されており、施設利用者からの事故・苦情等にも適切に対応していることが記録されている。また、施設利用者数も平成26年度の432団体6,055人から平成29年度は454団体6,531人に増加しており、この点からみても適正な管理がなされていたことがうかがえる。

魚貫地区振興会が作成した平成26年度から平成29年度までの収支決算書には、事業費の中に本件トイレ清掃費が委託料として計上されており、本件トイレ清掃費が指定管理業務費用の中に含まれて表示されていることは、指定管理業務の報告書としては適正なものであったとはいいがたい。本来であれば、本件トイレ清掃費は委託料として表示するのではなく、管理委託業務から生じた余剰金として決算書に表示し、その後余剰金の処分として委託管理費以外の費用に充てた旨の決算書を作成すべきであったものである。

しかしながら、上記魚貫地区振興会と総務振興課職員とのやり取りからして、収支決算書の記載は、魚貫地区振興会が余剰金の用途を誤って表示したものと考えられ、本件委託管理業務の費用として計上したことについては、違法な支出を隠ぺいする意図をもってこれを行ったと評価することはできない。

さらに、本件委託管理業務によって発生した余剰金の額が適正な額であったか否かを検討すると、平成26年度決算においては、余剰金の額が2,569円(収入金額3,403,212円から支出金額3,400,643円を差し引いた額)となっており、これに委託料と記載された本件トイレ清掃費60,000円を加えても本件委託管理業務から発生した余剰金は62,569円であり、これを指定管理料に占める割合を計算すると1.8%(62,569円÷3,394,000円)と極めて僅少な割合となっており、これは委託管理業務から発生する余剰金としては、健全で適正な金額と評価することができる。また、平成27年度から平成29年度までの各年度においても余剰金の額は本件トイレ清掃費を加えて検討しても、適正な金額の範囲内となっていると認められる。

よって、市がこれを返還請求しないことは財務会計上の怠る事実にあたらぬものである。

### (3) 監査対象事項(3)について

事実証明書5の覚書第2条によると、第1項第1号において「トイレ用の消耗品並びに業務に使用する掃除用具等の費用を負担する」ことを市が行う業務とし、第2項第1号において「トイレ及び周辺の清掃及び消耗品の補充管理を無償で行う(週に2, 3回程度)」ことを魚貫地区振興会が行う業務として規定している。

一方、事実関係の確認(1)⑤のとおり、魚貫地区振興会は観光トイレの清掃費として平成27年度から平成29年度の3年間で367,660円を支出しており、このことから請求人は、トイレ清掃は魚貫地区振興会が無償で行う必要があるにもかかわらず、有償で委託したことは覚書に反し不正な業務にあたるため、市は同金額を返還請求すべき旨主張している。

覚書は通常、当事者双方が合意した契約内容を文書化してまとめた書類とされている。今回の市と魚貫地区振興会が取り交わした覚書についても、トイレ用の消耗品及び掃除用具等の費用は市が負担するが、トイレの清掃及び消耗品の補充管理は市からの補助を受けずに魚貫地区振興会が自らの負担において行うという業務(費用)の分担について両方で合意したものと考えられる。

したがって、覚書の「無償で行う」とは、請求人が主張するような、会員によって無償(ボランティア)で行うことや他者に有償で委託してはならないということの意味するものでないことは、合意内容からみても、また社会通念に照らしても明らかであり、他者に有償で委託したとしても何ら問題はなく、覚書に反するものではないというべきである。また、その資金が指定管理料の余剰金であったとしても、(2)で述べたとおり、適正に管理されたうえで発生した指定管理料の余剰金を公共用トイレの清掃という公益的な業務に支出したことは不正な業務とはいえない。

よって、市がこれを返還請求しないことは財務会計上の怠る事実にあたらぬものである。

### (4) 監査対象事項(4)について

交付規則及び交付要領において、市が補助事業者等に対し補助金の全部または一

部を取り消し、返還を命じることができるのは事実関係の確認(2)①及び②に記載した場合である。

請求人は、魚貫地区振興会は魚貫町財産区理事会（事実関係の確認(2)④の団体）からの収入及びトイレ清掃委託料の支出を平成30年度年間事業収支決算書に記載しておらず、これは虚偽の記載にあたるため、市は交付規則に基づき補助金の全部または一部の返還を求めるよう主張している。

交付規則（事実関係の確認(2)①）によれば、補助金の交付を受けたものは事業終了後、(1)補助事業等に係る事業実績書、(2)補助事業等に係る収支決算書、(3)その他市長が必要と認める書類を提出することとなっており、また交付要領（事実関係の確認(2)②）では、(1)年間事業報告書、(2)年間事業収支決算書、(3)事業の経過及び成果を証する書類等の提出を求めている。

まちづくり支援課及び総務振興課への聴取によれば、年間収支決算書の内訳として提出される事業ごとの収支明細書、領収証書等については、総務振興課職員が直接書類をチェックし、まちづくり交付金の目的に則って支出されていることを確認している。また、本件請求にあたって、総務振興課に対し、平成30年度の魚貫地区振興会の収支決算書、領収証書等の提出を求め、令和2年1月10日、監査委員及び監査委員事務局職員が直接点検を行ったが、決算書の記載等について不当と認めるものは存在しなかった。

市が、市の補助金が適正に使用されたか否かを確認する場合においては、必要な書類が提出されているか、交付申請書と相違はないか、交付決定額の範囲内であるか、補助金の対象となる経費に支出しているかを各証拠書類により確認すれば足りるものであり、一方、魚貫地区振興会はそれらを証明する各証拠書類を市に提出すれば適正な実績報告を行ったと認められるものである。魚貫町財産管理理事会から魚貫地区振興会にトイレ清掃費用として補助金が支出されたか否かについては、証拠書類等の確認ができなかったため不明であるが、仮に請求人の主張どおり支出されていたとしても、まちづくり交付金の使途に直接関係のない事柄を事業実績報告書等に記載する義務はなく、これが記載されていないことをもって虚偽の申請がされたとはいえず、交付規則及び交付要領に定める補助金の全部または一部の取り消し、返還の場合には該当しない。

よって、市が補助金の一部または全部の取り消しをしないことは財務会計上の怠

る事実にあたらないものである。

#### 4 監査の結論

以上のことから、本件請求については、違法・不当とする請求人の主張はいずれも理由がなく、措置の必要はないものと認められる。

よって、監査委員の合議に基づき、本件請求を棄却する。

#### 第4 監査委員の意見

本件請求にかかる指定管理料の余剰金の取り扱いについては先に述べたとおりであるが、監査対象事項に対する判断(2)で指摘したように、魚貫地区振興会が作成した平成26年度から平成29年度の魚貫地区コミュニティセンターの収支決算書では、トイレ清掃費が指定管理業務の事業費として記載されており、指定管理料の余剰金から支出されたことが容易に判断できないものとなっている。天草市地区コミュニティセンター指定管理者業務仕様書(5. 施設運営の体制②)では、「本施設の管理業務に係る経費と他の事業等との経理を区分し、帳簿作成等の経理業務に必要な体制を整備すること。」とされていることから、指定管理業務にかかる経費とそれ以外の経費は明確に区分して記載するよう改善すべきである。事実証明書4に「本件指定管理の事業費として本件トイレの委託料が記載されており、そのことから誤解を招く結果となってしまった」とあるように、市においてもこの点については把握しているところであるが、重要な事項であるので重ねて要望する。

本件指定管理料及びまちづくり交付金は、各種行政事務事業及び住民自治意識に基づく生活環境の整備等、住みよい地域づくりに寄与する地区振興会に対し、コミュニティセンターの管理経費及び地区振興会の運営経費の一部を支援するために交付されているものである。地区振興会は地域における各種活動や行事等の運営に加え、地域の課題解決や活力ある地域づくりのための計画の立案など地域住民が相互に協力し合い様々な活動を行っている。コミュニティセンターの指定管理者制度に期待されることは、地域の自治組織と市との協働により地域の活性化を図ることにあり、地区振興会の努力によって指定管理料に余剰金が発生し、それを他の公益のために活用するといった行為は、制度の趣旨からいっても期待されているものである。したがって、本件のような請求により、地域の一体感が損なわれ、今後の円滑な地区振興会活動に支障が生じ

ないかを危惧するところである。過疎化、少子高齢化、人口減少の中、地域住民同士の結びつきは今後より一層重要性を増し、地区振興会の果たす役割も大きなものとなることが予想される。今後地域住民が一体となって地域の発展のため努力されることを願って監査委員の意見とする。